

「不正使用の再発防止策」における研修会への出席について

平成 23 年 7 月 1 日学長裁定
(平成 26 年 2 月 13 日改正)

「不正使用の再発防止策（平成 22 年 10 月 7 日学長裁定）」において定めている、毎年度 3 回以上実施する研修会に対して、年間最低 2 回の出席を研究者及び関係職員に義務付けることについては、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 出席回数の計算は年度を単位とし、年度内に 3 回開催される研修会に 2 回以上の出席を義務付ける。なお、同一内容の研修会への複数回の出席は 1 回とする。
2. CITI Japan の e ラーニングを活用した山口大学研修制度の A コースを修了した研究者及び関係職員（新採用教員研修対象者は除く。）は、初回に限り、当該年度の研修会に 1 回出席したものとみなす。
なお、平成 26 年 2～3 月に修了した場合は、平成 26 年度の出席とする。
3. 年度終了時に受講義務を満たしていない研究者については、翌年度における競争的資金の使用並びに新たな申請を認めない。
また、不正防止対策室は、その旨を本人及び部局長に通知するとともに、該当者リストを競争的資金の申請を担当する部署に送付する。
4. やむを得ない理由により、研修会に出席することができなかった研究者及び関係職員に対し、研修会出席の機会を提供するため、研修会の模様を録画した DVD 視聴会を部局責任者のもとに実施し、DVD 視聴会への参加をもって研修会へ出席したものとみなす。
5. 前記の視聴会開催にあたり、不正防止対策室は、部局責任者に対し、視聴会の開催、該当者の研修会への出席指導及び出席者の確認を委任するとともに、出席者の報告を求める。